

令和4年1月12日

文部科学大臣 末松信介 様

日本養護教諭関係団体連絡会
会長 三木とみ子

養護教諭の勤務環境及び資質向上方策に関する要望

要望の背景

今般、我が国はもとより世界各国が、新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）は、感染の減少しつつあるが第6波の襲来が危惧されています。感染によって受けた影響を受けた、子供たちの学習の遅れや、不登校・保健室登校、虐待件数の増加、また、解雇による経済状況の圧迫による栄養状態の問題は、子供たちの心身の健康へ様々な形で表出し、まさに心身の健康の危機といえます。

「令和の時代の日本型学校教育の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日）」p.48において、養護教諭については健康を保持増進する全ての活動を担う。一中略一養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割、コーディネーターの役割を發揮し、組織的な学校保健を展開する必要がある。」と提言されています。

虐待や子供の貧困、病弱児、不登校等、これまで学校に繋がりにくかった多様な背景を持つ子供たちへの迅速な支援や、学校保健の中核的な役割を円滑に推進するためには、情報通信の技術の学びは養護教諭の職務推進には必要不可欠です。「養護をつかさどる」養護教諭がその職務を効果的に推進するための勤務環境と資質能力の向上のために以下の要望をいたします。

要望1. 養護教諭 ICT 活用に関する議論（中央教育審議会など）の場を設定していただきたい。

（要望理由）

1) パブリックコメントの結果回答から 資料1

養護教諭がインターネット上の信頼できる健康情報をいち早くつかみ、学校保健活動の資料として活用することは、感染症対策をはじめとした現代社会の健康課題への早急な対応のために必要不可欠です。令和3年7月14日「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」の科目を、小・中・高の教科科目に新設）へのパブリックコメント募集に対して本会として、教科は担当しない

- ① 養護教諭の職務「養護をつかさどる」は、「指導・教育」を包含している。
- ② カリキュラムマネジメントの趣旨と教科横断的視点から、教科担当外の教員にもこの科目は必要
- ③ 教育職員免許法附則第14項の規定、養護教諭を教諭に兼職発令の観点から「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」の力量が必要である。教
- ④ 現行に加え、情報モラルやセキュリティなどは養護教諭にも必要である。
- ⑤ 養護教諭の職務の役割「保健教育」の任務を果たすために情報通信の理解や技法は必要である。
- ⑥ 養護教諭は個別の保健指導と全体の健康増進に関わっている。一学校保健安全法第9条との関連
- ⑦ 身体的、精神的健康を保障する保健室や養護教諭の関わりは重要である。一オンライン健康相談の実施一
- ⑧ 現行の養護教諭養成カリキュラムの見直しを含め「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の新設を望む。

が健康の保持増進を担い「養護をつかさどる」養護教諭の養成課程に加えていただきたい。さらに校務の情報化を含めた現職の全ての教師に ICT 活用指導力はすべての教師に求められます。資料〇〇<養護教諭が情報通信に関する知識・技術を高めたい具体的理由は以下の通りです。(要旨)>

パブリックコメント意見の結果担当課の見解は以下の通りです。これによると中央教育審議会の議論を踏まえつつなっています。どうぞ議論をしていただきたく思います。

総合教育政策局教育人材政策課(令和3年8月4日) <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000222959>

従来から ICT 活用指導力を養成する内容は、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」や「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の中で行われてきたところですが、今回新設される「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」は、情報通信技術を活用した個別最適化された学習や遠隔教育等を想定しており、養護教諭及び栄養教諭は主として、授業を担当する教諭ではないため導入は想定しておりません。一方、貴見の通り、各教諭の情報通信技術の活用も重要であることから、今後中央教育審議会等のご議論を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭の ICT 活用指導力の充実について検討してまいりたいと考えております。(総合教育政策局教育人材政策課)

2) 養護教諭や保健室におけるパソコン環境や ICT に関する調査報告書から 資料2

ICT (Information and Communication Technology) 化の時代を迎え、養護教諭は、様々な情報を収集し、活用する必要に迫られている。しかし現実には、養護教諭が適切な情報を収集し活用できているかは定かでない。また、個人情報の取り扱いや、入手した情報を発信する際の情報モラルなどには課題がある。

養護教諭の情報の活用の現状と課題を明らかにすることができれば、養護教諭に対する情報教育の研修内容や方法を考えるうえでの一助となる。

そこで、養護教諭の情報活用の実状や認識と課題を明らかにする目的で、全国の養護教諭を対象とし、Google Form によるインターネット調査を行った。調査期間は、2021年12月8日(水)より12月19日(日)までとし、グーグルフォームの配信は、日本養護教諭関係団体連絡会のメンバーが各々の知人や関係団体に依頼し行った。なお調査にあたっては、画面上に調査の趣旨を記載したうえで個人が特定されることのないよう無記名で行い、回答をもって同意したこととみなした。回答数・有効回答数 1464名(有効回答 100%)であった。

調査内容は、対象の属性、仕事で使用する情報機器、1日に仕事で使用するパソコンやインターネットの時間、使用目的、保健管理ソフトの仕様の有無、ホームページでの発信内容、情報活用の成果、情報活用上の課題、情報モラル、情報活用の自信とした。

結果からは、保健室におけるパソコン環境は概ね整っているものの、Wi-Fi 環境は整備されておらず、保健室や共用機器が不十分な環境を個人のスマートフォンや携帯電話で補っている状況がうかがえ、環境整備の必要性が示された。

また、学校や地域により情報活用するうえでの物理的環境はさまざまであり、全体として十分には整っていないという状況が推察された。個人の状況においては、活用力や知識が不足していると回答したものが3割から4割おり、個人の力量不足を感じている養護教諭への教育や研修の機会の必要性が示された。

養護教諭が1日に使用する情報機器の時間は、4時間以上の合計が約7割を占め、かなりの時間を情報機器に割いている状況が示され、内容や成果、児童生徒への対応への影響をさらに調べる必要がある。

情報機器の使用状況からは、児童生徒、教職員、保護者に向けた情報発信ならびに保健教育の教材・教具、健康情報の管理、健康情報の収集においては6割以上行っていたものの、保健教育への活用は7割が行っておらず、保健教育への積極的活用が望まれた。さらに、「会議・研修会参加」は「あまりない」「ほとんどない」が7割から9割であり、会議・研修会の開催方式や参加方式について、未だオンライン化が遅れていることが示された。

また、情報機器を用いた不登校や入院など長期欠席している児童生徒の個別指導は2割程度しか行われておらず、健康相談はほとんど行われていなかった。多様な子どもへの合理的配慮を行ううえで、ICTを活用した保健指導や健康相談は喫緊の課題であり、養護教諭への啓発の必要が明らかとなった。

さらに、ホームページで学校保健関係の情報を発信している割合は保健だよりが約4割であったものも、学校保健計画は約1割、保健室経営計画は約0.3割と極めて低く、養護教諭が行う学校保健活動を多用な形で発信する必要があることが示された。

また、養護教諭の情報モラルについては概ね良好であったが、情報の信ぴょう性や、情報が出された時期、出典、資料の許諾についてモラルが低いものがいた。さらに年齢と経験年数が多くなるほど、信頼できない情報を得ている可能性が示された。つまり、情報モラルに関する教育と啓発の必要が示された。

情報活用の自信については、自信のないものが項目により3割から5割あり、情報活用に関する教育や研修の機会を増やす必要性が示された。

なお本調査はグーグルフォームで行ったため、対象者は、ネットにある程度、慣れ親しんでいたりと、比較的環境が整った学校に勤務していたりするという限界がある。しかし、全国1464名を対象とした大規模な調査結果は、養護教諭のパソコン環境やICT活用に関する現状と課題を示した資料といえる。

要望 2. 養護教諭の複数配置の促進を要望します

(要望理由)

養護教諭の支援を求めて保健室を訪れる子供たちは多く、その課題はますます多様化・深刻化しているため時間をかけた丁寧な対応が必要です。

しかし、養護教諭の職務は、保健室での対応のほか、感染症の予防と発生時の感染拡大防止、健康教育、校内外の学校保健に関する各種会議、研修会の運営や出席、地域医療機関及び家庭との連携など多岐にわたっており、これらの職務をこなす時間的な負担は大きくなっています。また、子供たちの健康課題の早期発見や予防、改善のためには、個別対応の充実と共に保健教育に積極的に関わる必要があります。これらについて解決する方策として養護教諭の複数配置は有効であると考えます。

全国養護教諭連絡協議会が令和2年度に実施した「養護教諭の職務に関する調査」においても、養護教諭はもとより、管理職や教諭からも養護教諭の複数配置の効果は大きいことが分かります。【資料3】

例えば、登校時の健康観察の徹底、登校後の体調不良者への対応・隔離、健康相談及び心のケア、手洗い・換気などの保健教育、座席の配置・消毒計画等の校内施設の環境整備、感染症対策に必要な物品の購入・準備、職員・保護者への情報提供及び啓発等養護教諭の専門性を活かした対策、さらに学校医、学校歯科医、学校薬剤師等学校三師との連携・調整等です。【資料4・5】

また、同調査では、COVID-19 対応の際、養護教諭が複数配置されている学校では、前記に例示した登校時の健康観察や登校後の体調不良者への対応・隔離（迅速な対応、ゾーニングにおける役割分担等）、健康診断実施時の予防対策・調整、校内施設の環境整備において、複数配置による効果が示されています。【資料 6】

さらに複数配置の必要性については、昨年 8 月に日本健康相談活動学会が実施した COVID-19 に伴う養護教諭の実践に関する緊急アンケートの調査（全国の会員・非会員 447 人）の結果においても以下のように示されています。【資料 7】

- ① 新型コロナ対応で一番困っていることは「感染対策」の 88%（447 校中 393 校の養護教諭）、次いで「健康診断に関すること」66%（294 校）であり、いずれも業務量が大幅に増加し負担が増した。
- ② COVID-19 によりけがや体調不良など健康相談の対象者が急増し、相談内容も虐待や妊娠など深刻化している。
- ③ COVID-19 対応に迫られ、必要な保健教育や、例年行っていた取り組みが実施できない。
- ④ 各学校の裁量で決定する対策や子供の体調についての判断など重要な局面で養護教諭の見解が求められ、COVID-19 対策に係る重圧が従来以上に増している。
- ⑤ 複数配置だからこそ実施が円滑にできたことについて、複数配置校の回答者（24%）に対し回答を求めた結果、多かったのが「健康診断に関すること（80%）」、次いで「けがや体調不良者への対応（78%）」、「消毒作業に関すること（76%）」であった。理由は、複数のタスクを分担し同時進行で行えることであった。
- ⑥ 複数配置であったらできると思うことについて、複数配置ではない回答者（73%）に対し回答を求めたところ、多かった順に、「消毒作業に関すること（73%）」、次に「保健室経営に関すること（69%）」、「健康診断に関すること（66%）」であった。その理由は、複数のタスクを分担し同時に進行できると回答している。特記すべきは、複数配置のメリットとして、「収集した情報を同じ専門職として検討しあうことで、客観的な判断や対応が実現し、養護教諭として信頼される仕事ができる」と考えていることである。

以上 2 つの調査結果からも複数配置の必要性は喫緊の課題です。

COVID-19 が問題になる以前から、全国養護教諭連絡協議会の調査結果から、養護教諭の複数配置の推進については強い要望をしています。さらに COVID-19 対策に最前線で関わっている養護教諭の職務は逼迫した状態となっており、今後も学校現場では他のウイルスや新しいウイルスの出現による大規模な感染症の流行が危惧されます。そのためにも、養護教諭の複数配置の拡充を切にお願いします。

要望 3 養護教諭の資質能力の向上方策を要望します。

（1）研修制度の法的整備を強く要望します。

（要望理由）

養護教諭は一校一人配置が大半であり、経験の浅い養護教諭は、必要な知識を得られる機会が限られています。また、学校保健の中核的役割を担い、複雑化・多様化している子供たちの健康課題に適切に対応していくためには、それぞれの経験や年齢に応じて資質を向上させていくことが必要です。しかし、全国養護教諭連絡協議会の「令和 3 年度 基本調査」（対象：加入団体 54 研究会）でもわかるように、現在、養護教諭の新規採用者研修や中堅養護教諭資質向上研修は各県で実施されているものの、法制化されていないため、教育公務員特例法第 23 条の初任者研修、第 24 条の中堅教諭等資質向上研修の対象となっていない。その

ため、新規採用者研修の校内研修が平均 17.0 日、校外研修が平均 10.9 日と教諭に比べて圧倒的に少なく、研修日数や研修内容等に地域差が生じています。

養護教諭について、教諭と同等に教員育成指標に基づき、キャリアステージに応じた体系的な研修が不可欠です。教育公務員特例法、同法施行令で規定されている養護教諭の研修を法制上保証し、若手教員研修やミドルリーダーを育成する研修等、教職キャリアに応じた研修の充実を強く要望します。

【資料 8. 9】

(2) 時代にあった教育職員免許法、養護教諭養成カリキュラムの改正を要望します。

(要望理由)

養護教諭の資質能力は、養成・採用・現職研修を一貫してその向上を図るものであると思います。平成 29 年の教育職員免許法施行規則改正において、養護教諭に関しては課題が残されたままになっています。今般の新たな時代の学校教育の構築にあたり、改めて養護教諭の養成・採用・研修の一体化した資質向上策を検討していただけますようお願いいたします。特に感染症や心の健康問題をはじめとする多様な健康課題、学校健康診断の電子化等の新しい健康の保持増進策に対応できる養護教諭の育成に関して調査研究を立ち上げ、養護教諭教育に経験と実績を有する団体に構成される本会の代表者も参加させていただくことを要望します。

要望 4 高等学校養護教諭を「必置」とする法的整備を要望します。

(要望理由)

高等学校養護教諭の配置については、学校教育法第 60 条（校長・教頭・教諭・その他の職員）における規定は次の通りです

高等学校には、校長、教頭、教諭、及び事務職員を置かなければならない。

②高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、校務職員、その他必要な職員を置くことができる

高等学校の養護教諭は、COVID-19 対策を学校の最前線にたってその専門性を活かして対応しています。さらに、高校生時代に多い健康課題、例えば、望まない妊娠、精神疾患等への対応等に取り組んでおり、高等学校において養護教諭は必置すべき教育職員です。

こうした状況から、高等学校の養護教諭の配置は「置くことができる職員」から「置かなければならない教育職員」とする法的整備を強く要望します。

【別添資料】調整中

資料 1 「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント

資料 2 養護教諭や保健室におけるパソコン環境や ICT

(Information and Communication Technology) に関する調査報告書

資料 3 複数配置による効果：全国養護教諭連絡協議会「令和 2 年度養護教諭の職務に関する調査」

資料 4 新型コロナウイルス感染症における養護教諭の役割：全国養護教諭連絡協議会「令和 2

年度養護教諭の職務に関する調査」(2)

資料5 新型コロナウイルス感染症における複数配置の効果:全国養護教諭連絡協議会「令和2年度養護教諭の職務に関する調査」(1)

資料6 新型コロナ対応における複数配置の効果

資料7「第3回 COVID-19に伴う養護教諭の実践に関する緊急アンケート報告:日本健康相談活動学会(令和3年8月6日)」

資料8・9 現職研修(年次研修):対象団体54研究会 全国養護教諭連絡協議会「令和3年度基本調査」

日本養護教諭関係団体連絡会は、養護教諭の資質能力向上を願う全国組織の団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うことを目的として2007年に発足した団体です。現在、全国養護教諭連絡協議会、(一社)日本養護教諭教育学会、日本教育大学協会全国養護部門、日本養護教諭養成大学協議会、日本健康相談活動学会の5団体で組織しています。